

平成20年度事業報告書

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

政府の「知的財産推進計画 2004」(平成 16 年 5 月)において、特許審査迅速化目標として審査順番待ち期間を「2008 年において 20 ヶ月台にとどめるとともに、2013 年には 11 ヶ月とする」ことが公表されて以来、特許審査迅速化目標を達成するために種々の施策が策定・実施されてきました。すなわち、「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」(平成 18 年 1 月)においては、「先行技術調査の民間外注件数について、17 年度約 19 万件から 22 年度には約 24 万件と、今後 5 年間で約 25%の増加を図る」こととし、「特許審査迅速化の中・長期目標を達成するための平成 20 年度実施計画」(平成 20 年 6 月)においては、審査迅速化・効率化に向けた更なる取組の一つとして「先行技術文献調査の民間外注の拡大」が挙げられています。

当財団は、こうした状況の中で、特許庁の要請に応え、特許審査迅速化・効率化に貢献すべく、先行技術調査の事業規模を拡大するとともに業務の効率化に努め、平成 20 年度は、先行技術調査に関して、特許庁と契約した 20 万 4000 件について納品を行うことができました。そのうち審査官と直接対面して検索結果を報告する対話型調査は、納品件数の約 79% (約 16.1 万件、前年度比約 2.8%増)を実施し、審査順番待ち期間を「29 月台にとどめる」という特許庁の中間目標達成に大きく貢献することができました。

特許出願に対する国際特許分類及び F タームの一元付与については、特許庁との契約件数 (約 39.2 万件) を処理し、納品しました。

さらに、行政改革、随意契約の点検・見直しといった政府全体の流れの中で平成 19 年 1 月から競争入札に変更された「F タームリスト等の作成事業」、「DNA 配列コードについての機械的なデータ加工」、「公開技報分類付与事業」の 3 事業については、平成 20 年度も本財団が落札し、受注した案件は全て処理し、納品しました。加えて、平成 20 年度から競争入札へと移行した「公開後 F ターム付与事業」についても、本財団が落札し、特許庁から受注した 21 万 2821 件について納品をすることができました。

今後も、審査順番待ち期間の短縮に向けて、特許庁からの先行技術調査の発注規模は拡大していくと予想され、この特許庁の要請に応えるために、優秀な人材の確保は不可欠となります。特に先端技術分野の人材確保の環境が厳しくなっている中で、平成20年度は、各企業のご協力を得て、149名（平成20年7月から平成21年3月まで71名、平成21年4月1日は78名を採用）の主席部員を新たに採用することができました。また、さらなる主席部員の採用拡大につなげるよう熊谷オフィスの平成21年4月1日開所に向けて準備を進めました。

また、平成20年12月、公益法人のあり方を抜本的に見直す公益法人制度改革関連三法が施行されました。これは、明治29年（1896年）の民法制定以来112年ぶりの抜本改正となるもので、この改革により公益法人はこれまでの官主導から法人の自治を重んじるものへと変貌することになります。これに伴い、当財団も、「公益財団法人」か「一般財団法人」に移行する必要があります。当財団では、移行に際して多面的に検討を行い、平成21年3月5日開催の理事会・評議員会での審議を経て、より経営の自由度が高い「一般財団法人」へ移行することを決定しました。その後、最初の評議員選定委員会を開催し、移行後の評議員を選定し、平成21年3月31日に一般財団法人への移行認可申請を行いました。

[1] 事業報告

平成20年度においては、主に次の事業を実施いたしました。

1. 「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」に基づく登録調査機関としての調査事業

(1) 特許庁からの受託事業として、Fターム等の検索により特許文献の先行技術調査を行い、以下の件数を特許庁に納品しました。

件数	20万4000件
(対話型検索報告 16万1227件(外国対話 1万7931件を含む))	
<約20.4万件>	

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

注：< >の数値は、平成20年度契約における納品計画数値。以下同様。

- (2) 特許庁からの受託事業として、特許出願に対して国際特許分類及びFタームを一元的に付与し、以下の件数を特許庁に納品しました。なお、この一元付与に併せて出願公開の際に必要な未公開特許出願に関する要約チェック等の予備的調査も行いました。

件数	39万2995件
	<約39.2万件>

- (3) 特許庁からの受託事業として、出願公開される前の実用新案登録出願にFタームを付与、国際公開前の特許協力条約に基づく国際出願(PCT-RO出願) を対象とする検索用のターム (Fターム等) を付与、及び出願公開される前の合金関連特許出願に合金タームを付与し、以下の件数を特許庁に納品しました。

件数	2万760件
	<約2.2万件>

- (4) 特許庁からの受託事業として、出願公開される前の特許出願のうち、DNA配列コード作成対象とすべき案件の特定及びその案件についてのDNA配列コードデータの編集等を行い、以下の件数を納品しました。

件数	5,305件
	<約4.9千件>

2 . 工業所有権情報の分類及び分類付与に関する技術の調査・研究・開発事業

- (1) 特許庁からの受託事業として、公開後の特許文献にFタームを付与し、以下の件数を特許庁に納品しました。

件数	21万2821件
	<約21.0万件>

- (2) (独)工業所有権情報・研修館からの受託事業として、公開技報に国際特許分類を付与し、以下の件数を(独)工業所有権情報・研修館に納品しました。

件数	7,465件 <約7.0千件>
----	--------------------

(3) (独)工業所有権情報・研修館からの受託事業として、1.(4)の事業において編集等を行ったDNA配列コードデータについて、データフォーマットに基づいて加工を行い、以下の件数を納品しました。

件数	5,305件 <約5.3千件>
----	--------------------

(4) 特許庁からの受託事業として、Fタームリストの研究開発を行い、特許庁に納品しました。

テーマ数	4テーマ <4テーマ>
------	----------------

[2] 経営目標別の業務実施状況

本財団は、平成20年度の事業の遂行にあたり、「業務効率化の推進」、「財務基盤の充実」、「人材の確保・育成と新人事制度の定着」及び「公益法人改革への対応」の4つを経営目標として掲げて運営してまいりました。各経営目標の達成状況は、次のとおりです。

1. 業務効率化の推進

(1) 平成18年度から平成20年度までの三カ年計画の「第二次業務効率化計画」の最終年度を終え、(2)～(4)のとおり、三カ年の目標が達成されました。

(2) 目標業務量選択制度を活用し、また、検索報告書作成システムの新旧環境の統合、検索業務や分類付与業務におけるノウハウ情報を主席部員間で互いに共有できる環境整備、及び公開技報へのFI付与業務のためのペーパーレス指向の業務システムの導入等、業務システムの改善・機能強化等を行うとともに、その普及のためのシステム説明会開催の充実化等を実施しました。これらの取組等によって、各年度の計画業務量を達成しました。

- (3) 目標管理制度の定着を図りました。また、経営統合管理システム(ERP)の活用することによって、調達作業や予算等の集計関連の事務処理が効率化し、また、予算の執行状況が容易化するなど予算管理が効率化し、目標を達成しました。
- (4) 業務改善提案制度の普及・活性化に関して、業務に関連する提案について、平成 20 年には 347 件の提案があり、うち実施につながるような有効な提案も 124 件(35.7%)あり、質・量ともに目標を達成しました。また、平成 20 年に提案された有効提案の中から、特に優れている提案を選出し、平成 21 年 4 月に表彰しました(金賞 2 件、銀賞なし、銅賞 5 件)。
- (5) 上記業務効率化のための取組のほかに、これまで研究所で行ってきた IPCC シソーラスに係る研究等に加えて、検索事業及び分類付与事業において蓄積してきた技術資産(IPCC シソーラスデータや分類付与根拠データ)を基に、各事業を効率的に実施できるよう新たなシステム開発に資する研究を外部委託により実施しました。

2. 財務基盤の充実

- (1) 平成 18 年度から平成 20 年度までの三カ年計画の「第二次財務中期計画」を終え、三カ年の目標が達成されました。具体的には、平成 14 年度末に約 40 億円あった借入金は、平成 18 年度末には約 4.6 億円、平成 19 年度末には約 2.5 億円にまで圧縮し、平成 20 年度中に完済するなど、収益性、安全性及び健全性のそれぞれの財務指標について目標を達成しました。

3. 人材の確保・育成と新人事制度の定着

- (1) 平成 21 年 4 月までに、149 名の新たな主席部員を迎えることができました。また、職住近接の職場を提供することにより、当該地域における主席部員の採用拡大につなげることを目的として、平成 21 年 4 月 1 日の開所に向けて、熊谷オフィス設置の準備を進めました。
- (2) 新人主席部員の育成研修のフォローアップにも積極的に取り組み、高い

研修修了率を達成することができました。

- (3) 調査員制度では、勤務日数と業務量が異なる複数の区分から選択可能な複線型調査員制度において、適任者の雇用の継続を促すことを目的に、平成 21 年 4 月 1 日施行に向けて業務量 100%となる調査員区分(特別調査員)を新設するとともに、特任調査員の上限年齢の引上げを行うこととしました。
- (4) 新人事制度における能力評価について、事務系管理職に対する本格実施を行うなどして定着を図りました。

4. 公益法人改革への対応

- (1) 新公益法人制度は、平成 20 年 12 月に施行された公益法人制度改革関連三法により、5 年以内に一般財団法人・公益財団法人のいずれかの法人形態へ移行する必要があります。
そこで、平成 20 年 3 月 5 日に開催した理事会・評議員会に諮り、本財団としては、国からの受託事業というこれまでの公的な事業はもとより、知的財産立国の実現に貢献する様々な事業についても、運営に関し自由度のある一般財団法人として活動することが適切であると決定し、3 月 31 日に認可申請を行いました。

5. その他

- (1) セキュリティの強化と業務効率化に向けたオフィス環境の改善を目的として、オフィス統合に向けた検討を開始し、平成 20 年 3 月 5 日開催の理事会・評議員会で審議いただきました。
- (2) より質の高い情報管理体制の確立のため、外部機関に委託してセキュリティ監査を実施し、また、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)及びプライバシーマーク(PMS)の認証取得に向けた準備を始めました。

[3] 理事会・評議員会

平成20年度において、理事会・評議員会は、次のとおり開催され、それぞれの議案について審議の上、議決されました。

- 1．第48回評議員会(平成20年6月5日開催)
 - (1) 役員の選任に関する件

- 2．第50回理事会(平成20年6月5日開催)
 - (1) 平成19年度事業報告書、収支決算書及び財務諸表に関する件
 - (2) 評議員の委嘱に関する件
 - (3) 役職理事の互選に関する件

- 3．第49回評議員会(平成21年3月5日開催)
 - (1) 公益法人制度改革への対応に関する件
 - (2) 役員の選任に関する件
 - (3) 平成21年度事業計画書及び収支予算書に関する件
 - (4) 諸規程の一部改正に関する件

- 4．第51回理事会(平成21年3月5日開催)
 - (1) 平成21年度事業計画書及び収支予算書に関する件
 - (2) 公益法人制度改革への対応に関する件
 - (3) 諸規程の一部改正に関する件
 - (4) 役職理事の互選に関する件

以上